

## 宮城ふるさとプラザ会員カードのしおり（規約）

### 1、 会員の資格

会員とは、この規約を承認の上、社団法人宮城県物産振興協会（以下「当協会」という）に入会を申し込まれ、所定の手続きを完了されたお客様をいいます。

### 2、 個人情報の取り扱いについて

- ① 当協会は、入会申込書の記入事項及び会員の利用状況に関する情報（以下「個人情報」という）を次項の目的で利用します。
- ② 当協会は会員に対するポイントの付加及びサービスの提供、商品・サービスの開発、または営業情報・商品情報・イベント情報等の送付もしくは送信を行う目的に限り個人情報を利用します。
- ③ 上記のご案内の送付または送信の停止をご希望の場合は、停止処理を行いますので、当協会にお申し出下さい。

### 3、 会員カードの発行等

- ① 宮城ふるさとプラザ会員カード(以下「会員カード」という)は、申込手続き(会員申込書の記入及び発行事務手数料(税込100円)のお支払い)が完了し、ご入会頂いたお客様1名につき1枚発行致します。
- ② 会員は会員カード裏面の署名欄に自署し利用するものとします。
- ③ 会員カードはご本人のみが利用するものとし、他人への譲渡、貸与、担保提供等することはできません。

### 4、 会員資格の有効期限

- ① 会員資格の有効期限は当協会が定める日までとします。
- ② 1年以上会員カードのご利用がないときは、会員資格を喪失することがあります。

### 5、 会員カードの提示

- ① 会員は、商品を購入又はサービスを受ける際、及び当協会が提示を求めた際に会員カードを提示するものとします。
- ② 提示をしなかった場合は、ポイントの付加サービス等の提供を受けられません。

### 6、 お買物券の利用方法等

- ① 会員は、「宮城ふるさとプラザ」店頭において会員カードを提示し、現金またはクレジットカードで商品を購入した場合、お買い上げ額に応じてポイントを付加されます。
- ② 前項にかかわらず以下の場合はポイントを付加されません。
  - ・ 金券、チケット類などを購入する場合。
  - ・ 箱代、運送料、加工修理代等を支払う場合。
  - ・ 通信販売、特殊催事等において商品を購入する場合。
  - ・ お買い上げ額が1回当たり105円(税込)単位未満の場合。

③ 付与ポイントは、購入商品の税込価格105円につき1ポイントとし、累計200ポイントで500円のお買物券と交換します。

④ お買物券の発行と同時に、累計ポイントは減算されます。

⑤ 複数の会員カードのポイントを合算することはできません。

### 7、 お買物券の利用方法等

- ① 「宮城ふるさとプラザ」において、1枚500円換算で商品代金として利用できます。ただし、お釣りをお渡しすることはできません。
- ② お買物券の有効期限は発行日から3ヶ月間とし、期限を過ぎたときは失効するものとします。
- ③ お買物券を譲渡することはできません。また、会員がお買物券を紛失又は盗難等にあった場合は、当協会は一切その責任を負いません。

### 8、 住所変更

会員がご住所・お名前・電話番号を変更された場合「宮城ふるさとプラザ」にご連絡ください。

### 9、 会員カードの紛失・盗難等

- ① 会員カードの紛失、盗難等が発生し、ポイントが不正に利用されたときは、当協会は一切責任を負いません。
- ② 会員カードの汚損、破損、紛失等により会員カードが利用できなくなったときは、手続きの後、有料にて会員カードを再発行します。ただし、累計ポイントは失効することがあります。

### 10、 規約の変更等

本規約の内容は予告なく変更、改定または廃止をすることがある事をあらかじめご了承ください。

### 11、 お買い上げ商品返品時の処理

- ① お買い上げ商品を返品する場合、会員は会員カードを提示するものとします。
- ② 返品されたとき、既に付与されたポイントの相当額が減じられます。
- ③ 累計ポイントがマイナスとなったときは、お買物券の回収又は現金にての精算をさせていただきます場合があります。

### 12、 会員資格の喪失

会員が本規約に違反した場合は、その会員は直ちに会員資格及び累計ポイントを喪失し、お買物券は無効といたします。

### 13、 退会等

- ① 会員は随時退会できるものとし、退会により会員資格を喪失するものとします。
- ② 退会手続き後、会員は会員カードを返却するものとします。なお、退会されても発行時に頂いた「発行事務手数料」は返却できませんのでご了承ください。